

は本法が人口の増強と國民素質の向上を期する人口政策上の重大使命を有するに鑑み一層之が思想の普及啓蒙に努め國民優生の達成に格段の力を致されたし

一、癩豫防の徹底に關する件

癩の豫防に關しては政府は昨年七月公立癩療養所を國營に移管し之が整備充實を計りたるが各位は一層豫防思想の啓蒙と無癩運動の促進に努め以て本病豫防の徹底に努められたし

一、花柳病豫防に關する件

花柳病の徹底的豫防に關しては之が蔓延の現況と時局下其の豫防の緊要なることに思ひを致し一層の配意を拂はれたし

一、消化器傳染病の豫防に關する件

赤痢、腸チフス等の消化器傳染病は近年稍、減退の兆あるも依然我が國傳染病の過半数を占むるの現況に鑑み其の未然防止に重點を置き之が撲滅に一段の努力を致されたし

一、小兒傳染病の豫防に關する件

小兒傳染病中百日咳、麻疹等に因る死亡は傳染病死亡總數の約七割に該當し乳幼兒保健上憂慮すべきものあるを以て之が豫防に遺憾なきを期せられたし

一、寄生蟲病の豫防に關する件

寄生蟲は我が國農村衛生上重要な對象たるのみならず時局下榮養物資の關係等よりするも之が防遏は忽緒に附し難きものあるを以て本病の豫防撲滅に格段の力を致されたし

一、戦時下國民榮養指導に關する件

國民榮養の確保改善を圖るは刻下喫緊の要務なるを

以て各位は關係方面との緊密なる連携の下に夫々地方の實情に即したる榮養の指導に格段の力を致されたし

厚生省勞働局の重要事業場特別鍊成

實施要綱の決定

生産力擴充の國策的要請に伴ふ青少年工場勞務者の激増はその反面に一部の憂ふべき不良現象を隨生するのを止め難いが、厚生省勞働局に於いては之が對策として重要事業場特別鍊成實施要綱を決定し、昭和十七年九月各地方長官宛通牒を發するに到つたが、その内容を掲ぐれば左の如くで、その成果如何は人口問題上も關心せらるゝ所極めて多い。

重要事業場勞務管理委員會設置要綱

綱

一、設置の趣旨 事業場の全幹部一體となりて勞務管理上の諸問題に付積極的な研究を遂げ以て適切な具體策の樹立及之が強力なる實行を期せんとす

二、組織

- 1 委員長 事業場の長
 - 2 顧問 勞務監理官、軍監理官其の他委員長に於て適當なる者を委嘱すること
 - 3 委員 各部課長、青年學校長、寄宿舎々監工場醫等
 - 4 幹事長 主任勞務擔當者
 - 5 幹事 若干名
- 三、取扱事項
- 1 勞務管理上の事務打合

- 2 事業主の諮問審議
 - 3 勞務管理刷新方策の研究企畫
 - 4 其の他
- 四、其の他
- 1 専門委員會 各種問題別に専門委員會を設け得ること

勞務管理に關する各種委員會其の他に之に類するものは右専門委員會として吸收又は其の統制傘下に入るること

- 2 會議は原則として毎月一回以上開催すること

特別鍊成實施要綱

- 一、趣旨 勞務管理上重要特別鍊成の從業者に對して矯正を加へ以て健全なる勤勞者たらしめんとす
- 二、名稱 斯の種矯正を特別鍊成と稱す
- 三、要鍊成者 工場長に於て從業者中特別鍊成を受けしむる要ありと認め所管勞務管理官の承認を経たる者とす
- 四、鍊成期間 一ヶ月以上三ヶ月以内に於て受鍊成者の情狀に依り工場長逐次鍊成修了を決定す
- 五、鍊成就服 事業主は要特別鍊成者に對し鍊成に就服すべきことを指示す
- 六、鍊成計畫の認可 事業主は特別鍊成計畫を定め其の都度左の事項に付厚生大臣の認可を受くべし
 - (一) 當該從業者に付特別鍊成を課すべき理由
 - (二) 鍊成日程、鍊成内容及之に要する經費
 - (三) 鍊成期間中に於ける受鍊成者の待遇
 - (四) 指導者(個人又は團體)及擔當教師名
 - (五) 鍊成修了者に對する修了後の措置

七、結果報告 特別鍊成を了し相當期間を経過して其の成果の判明したるときは厚生大臣に受鍊成者の従業員状況を報告すべし

特別鍊成實施上の注意

一、特別鍊成は勞務管理上施すべき教養訓練の最後の手段として實施するのであるから、實施者は最も慎重なる態度を以て之に臨まなければならぬ。従業員をして皆誠心誠意職務に勉勵せしむるやう指導誘掖することは事業場に於ける勞務管理の責任であつて、従業員態度に如何はしき者あればとて、之を直ちに従業員のみが責に歸することは妥當を缺く場合が多い。事業主が當然施すべき勞務管理上の手段を缺くことあらば、之が爲に従業員の従業員態度に悪影響を及ぼすことあるは寧ろ當然であつて、事業主は先づ自己の勞務管理を反省し、改むべきは速かに之を改め、施すべきは滞りなく之を施さなければならぬ。本鍊成は少くとも本省に於て指示するところの勞務管理上の手段は之を施行し盡して、而も猶ほ甚だしく従業員態度に缺くところある者に對して行ふ特殊矯導であつて決して制裁を意味するものではない。従つて本鍊成を實施するに當つては、如上の趣旨を體して其の濫用を戒め、徒らに矯導不能の理由に基き従業員を解雇することに依つて、工場勞務の健全維持に努むるが如き弊に陥らぬやう特に注意すべきであらう。

二、鍊成計畫の認可は重要事業場勞務管理令施行規則第十三條第三項第四項に該當する認可である。此の認可は毎年定期に申請することを原則とするが、

特別鍊成の場合には最初から要特別鍊成者が存在するものと前提することが出来ないから要特別鍊成者發生の場合に於ける臨機の措置として、其の都度認可を申請すべきである。但し同様鍊成を繰り返へし行ふ場合は單に其の實施を届出づれば足る。言ふまでもなく此の種認可の精神は、政府に於ても事業場の實情を慮り、其の施設の目的達成に對して積極的に協力せんとする趣旨に他ならない。事業主は其の施設の實施に先立ちて關係官とよく懇談を遂げ、力を盡せて其の成果を大ならしむることに努むべきである。

三、事業場に於ける職員は一般従業員の範たるべき地位にある。従つて其の日常に於ける服務態度は直ちに一般従業員の従業員態度を規制するものであるから、先づ職員自らが全従業員に服務垂範の實を示すべきである。之が爲には平常自ら修め日々自ら努めなければならぬ。此の垂範なくして従業員のみを精勵を強ふるとも、それは多くの場合反つて弊害がある。本鍊成を實施するに當つては職員も亦鍊成に参加して生徒の推挽に付指導者に協力すべきである。

四、特別鍊成の指導に當る者は事業場の職員を以てするを原則とすれども、社内に適當なる指導者なき場合には社外の個人、團體、公機關、私機關等に委嘱してもよい。要は此種指導に於ける鍊達の士を之に當てることを要するのである。而も之等の指導者は鍊成に對する確乎たる信念と、生徒をして眞人間に立歸らしめんとする摯烈なる熱意と、其の缺陷を矯正せざれば已まざる烈々たる氣魄とを有するの人士でなければならぬ。斯の如きは獨り指導の委嘱を

受けたる者の力に依つてのみ發揚されるのではなく、寧ろ之を委嘱する事業場に於ける幹部の熱意に依つて誘發されるのである。事業場に於ける幹部諸士は諸士も亦共に指導者たるの熱意を以て之に臨み、其の成否の責任を分擔するの覺悟がなければならぬ。

五、工場長のなす要特別鍊成者認定の標準は必ずしも重要事業場に共通するを要しない。事業場に於ては夫々自己の標準を作製して置くべきであらう。

一般に要特別鍊成者と認むべき者は、其の原因を訊ぬれば、必ずや深くして且つ複雑なる過去の環境の所産である。それ故に、責任を負ふべきものは其の人に非ずして寧ろ其の環境にありと言ふも妨げない。特別鍊成を課するに當つては先づ各個に其の原因を探究し、出来るだけ其の禍源を芟除して、生徒をして不幸なる此種環境より蟬脱せしむることに努むべきである。

六、特別鍊成の内容に就ては要するに諸種の原因に基き従業員態度の不眞面目、團體生活訓練の不充分等を矯めて以て誠實健全なる職務奉公の善良勤勞者たらしむるやう矯導するに於けるを以て、之が爲適當と認むる方法を選びて其の内容とするものならば、必ずしも其の形式を一にするの必要はない。去り乍ら、之が實施に當つて特に留意すべき事項を指摘すれば概ね左の諸點である。

イ、指導者と寢食起居を共にし、行事を通して精神の沈靜、反省に導くと共に、規律、禮儀の躰をなすこと

ロ、嚴格なる行事を實踐せしむると共に、温情味溢

る、明朗愉快なる催事をも加味して、生徒をして錬成を厭はしめざるやう寛嚴其の宜しきを得ること

ハ、國體の本義を解明し、正しき國家觀を確立せしめて、國民精神を蘇らしむるやう努むること

ニ、通俗なる講話、勤行實踐等により、感恩報謝の人生觀を確立せしめて、勤勞精神を旺盛ならしむるやう努むること

ホ、戰爭實話、ニュース映畫等により、時局認識を高めて、重要産業に従事する自己の重責を自覺せしむるやう努むること

七、凡そ矯導の成功には先づ生徒の實體を審にするこ
とが必要である。指導者は錬成當初に於て健康診
斷、精神鑑定、智能検査等を行ひ、生徒の實體を科
學的に把握することに努むべきである。又生徒の家
庭、特に其の母と連絡協力して、生徒の幼時よりの
性格を知悉することも亦重要である。

八、特別錬成の道場に就ては附近に修養道場あらば之
を用ひ、然らざる場合には近郷に存在する神社、佛
寺等の聖域を借りて臨時に道場を設置する。又寄宿
舎の一部を之に當て、神殿、佛壇等を設けて適當に
道場たらしめてもよい。今日資材拂底の場合、徒ら
に設備の優を誇らんよりも、一意眞剣に行ずるの態
度こそ望ましいのである。

九、錬成の期間は明らかに要綱に示すところである
が、之が運用に當つては必ずしも最低一ヶ月間を道
場に離れせよとの謂ではなく、少なくとも一ヶ月以
上を錬成期間として指導下に置くべきことを指示す
るのである。其の間と雖或は作業に就かしめ、或は

道場に説きて、最低一ヶ月を經過の後、工場長が錬
成目的を達成したりと認定するに至つて初て修了せ
しめる。但し此の期間の最大限を三ヶ月として一應
勞務管理上の責任に限度を定めてあるが、事業主に
於て其の期間の延長を希望する場合に於ては、所管
勞務管理官の指導を仰ぐべきである。

一〇、要特別錬成者には感激性強く、義侠的なる性格
の者も少なくないであらう。斯る性格者に錬成を加
ふるときは忽ち變じて常人も及ばざる優良者となる
場合が多い。去り乍ら、之等の者の中には意志薄弱
にして、一度悪環境に遭遇すれば容易に還元して更
に一層悪化するの懼なしとしないのであつて、錬成
修了後に於ける適切なる措置こそは本錬成の成果を
恒久的ならしむる爲に必須の重要事である。

今茲に其の事後措置に付留意すべき事項を擧ぐれば
概ね左の如くである。

イ、修了者の配置に當つては職場に於ける上長及同
僚との性格的調和を圖つて配置すること

ロ、職場内殊に直接上長、同室關係者に對しては、
修了者を迎ふるに恰も病氣全快の友人を迎ふるが
如き態度を取らしめ、苟くも嫌惡、侮蔑するが如
き言辭を用ひしめざるやう嚴重に注意を與へ置く
こと

ハ、修了者にして成績優秀なる者に對しては之を表
彰すること、又昇進の遅れたる者に對しては速か
に追ひ附かしむるやう考慮すること

ニ、修了者をして完全に其の過去を忘れ去らしむる
爲に、修了後の相當期間は舊知、悪友等を近づけ
ざるやう努むること

ホ、同窓會を作らしめ、相互激勵をなましむると共
に、屢、指導者と會談するの機會を作ること
へ、感想文又は懺悔録の如きものを提出せしめ、そ
の優秀なるものは印刷して後日の錬成資料たらし
むること

内閣統計局調査昭和十七年七月分全 國及都市別生計費指數の發表

内閣統計局の調査に係る昭和十七年七月分の全國及
都市別生計費指數は昭和十七年八月二十九日付官報を
以て左の如く發表せられた。

(一) 全國生計費指數

本表は月收百圓以下六十圓以上の勞働者、給料生活
者の生活に付昭和十二年七月を一〇〇として比較し
たる生計費指數なり

| 内 譯 | 勞 働 者 | |
|-----------|----------------------|----------------------|
| | 本 月 | 前年同月 トシタル 騰落割合 |
| 生計費指數 | 一四五 | (+) 〇七 |
| 飲 食 料 費 | 一五七 | (+) 一〇 |
| 住 居 費 | 二四八 | (+) 〇四 |
| 光 熱 費 | 一四七 | 〇〇 |
| 被 服 費 | 二七九 | (+) 〇四 |
| 其 他 の 諸 費 | 一三〇 | (+) 〇五 |
| 給 料 生 活 者 | | |
| 本 月 | 前年同月 トシタル 騰落割合 | 前年同月 トシタル 騰落割合 |
| 生計費指數 | 一五三 | (+) 〇六 |
| | | (+) 〇三 |